

犯罪の被害にあわないために！

▼犯罪の発生状況

幸手市では平成21年1月から12月までの間で、1,004件の犯罪が発生し、県内の市町村別犯罪率(人口1,000人あたり)は16.64ポイントと、県内で15番目(平成20年は18番目)の高さになっています。

昨年の地区別犯罪発生状況は一覧表のとおりです。自分の住んでいる地区でどんな犯罪が多く発生しているのかを知り、ご家庭などでも被害に合わないための対策を考えてみてください。

▼市内で発生が多い犯罪

- 1 万引き 175件
- 2 自転車盗 150件
- 3 車上ねらい 144件

地区名	空き巣	忍込み	自転車盗	非侵入窃盗	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	器物破損	その他
中	1	5	30	6	17	4	1	6	15	28
行幸	1	6		5	6				7	10
長倉	3	5	7	4	13	5			9	11
香日向				2	14	1		1	3	7
北		1	8	7	15	3	1	17	12	29
上高野	1	4	58	11	28	10	1	120	26	49
東	2	4	22	13	34	5	1	17	20	56
栄			20	3	4	1		13	8	12
権現堂川		2		1	5	2	1		5	23
吉田	5	2	1	6	4		4	1	5	8
八代	1	5	4	9	4	7			7	23

自転車の盗難が多発



最近、市内では自転車の盗難が増えています。被害を防止するためにつぎの点に注意してください。

- ① 2つ以上、鍵を取り付ける。
- ② 短時間でも面倒がらずに、しっかりと施錠する。
- ③ 歩道などに駐輪せずに、管理された駐輪場を利用する。
- ④ 持ち主がわかるように名前や連絡先を記入し、必ず防犯登録をする。

※万が一、自転車の盗難にあった場合は、警察に盗難届を出すようにしてください。防犯登録をせず、盗難届も出さないと、盗まれた自転車は「放置自転車」になり、地域に迷惑をかけたり、別の犯罪に利用される可能性もあります。

車上ねらいに注意

車上ねらいの発生も増加しています。車上ねらいは、自動車の中に置かれたバッグや財布など金品をねらった犯罪です。また、カーナビやオーディオ機器、タイヤなどの窃盗を目的とした「部品ねらい」や、車のガラスや鍵を壊す「器物損壊」も多発しています。車上ねらいを防ぐための注意点はつぎのとおりです。

- ① 車を離れるときは、必ずバッグや財布などを持ち出し、車中に貴重品を置かない。
- ② わずかな時間の駐車でも、必ず鍵をかける。
- ③ セキュリティ装置を取り付ける。
- ④ 駐車場所を明るくしたり、死角をつくらないように心がける。



万引きは重大な犯罪



万引きの発生も後を絶ちません。最近では子どもだけでなく、高齢者による万引きも発生しています。万引きは重大な犯罪であり、商品の返却や弁償をすれば済む問題ではありません。これくらい「...」などと安易に考えると、必ず後から重い代償を払うことになります。万引きは、絶対にしてはいけません。

下着どろぼうが増加

今年に入って増加傾向にあるのが「色情ねらい」、いわゆる下着どろぼうです。下着類は人目につかない場所や部屋の中などに干して、被害を防ぐようにしましょう。

問合せ 幸手警察署 ☎(42)

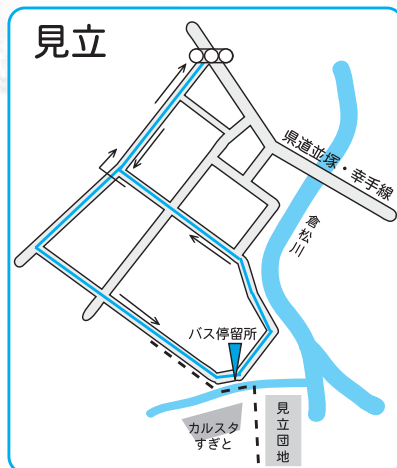
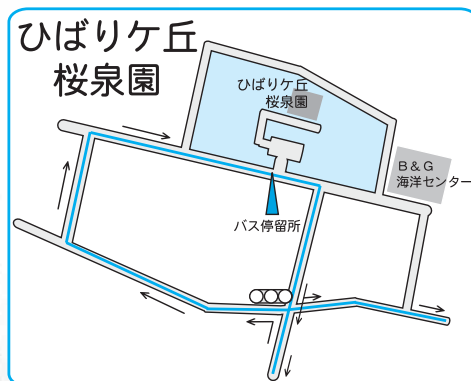
0110または、くらし安

全課 ☎(43) 1111 内線

173・FAX(44) 0257

市内循環バスの停留所を

新設しました



市内循環バスをより多く
のみなさんにご利用いた
くために、4月から2か所
の停留所を新設しました。
また、西Bコースに「幸手
駅前」停留所を加え、すべ
てのコースで「幸手駅前」にバ
スが停車するようになりました。

【新たな停留所】

▼ひばりヶ丘桜泉園／東A・

西A・西Bコースが停車

▼見立／東Bコースが停車

※停留所の新設に伴い、各

コースとも運行時刻に若

干の変更がありますので、

ご注意ください。

※「ひばりヶ丘桜泉園」停留

所の新設に伴い、東Aコ

ース「木立共興集会所」停

留所は3月末日で廃止と

なりました。

問合せ くらし安全課 ☎(43)

11111 内線173・FAX

(44) 0257

自主防災組織で地域の安全を

大きな災害では、警察や消防がすぐに救助に駆けつけられるとは限りません。そこで重要になるのが地域のみなさんの助け合いです。

被害を減らすためには、地域のみなさんがお互いに協力して、防災活動に取り組む自主防災組織の活動が期待されます。

自主防災組織の役割

▼自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に

基づき、地域のみなさんが、

災害発生時はもちろん、日

頃から自発的に防災活動を行

う組織のことです。

通常は町内会・自治会単位

で結成されるようですが、

地域のみなさんが自発的に

活動する団体であれば、町

内会単位の結成に限定して

いるものではありません。

▼必要とされる自主防災組織
災害発生直後は、広範囲にわたって建物の倒壊や火災の発生、道路・水道・消防設備の破損などが起こるため、すべての現場に警察や消防が駆けつけることはできません。

災害が発生した際、まずは自分自身、また家族の身を守る。そしてつぎに、地域のみなさんが的確に行動し、被害を最小限に抑止める活動が必要になります。日頃からの地域内の安全点検や防災訓練の実施、また、災害発生時の初期消火や被災者の救出、避難所の運営など、重要な役割を担っているのが自主防災組織です。

自主防災組織に補助金を交付

市では、自主防災組織に対し、つぎの補助金を交付しています。

①設立補助金

②資機材等購入補助金

③防災訓練実施補助金

問合せ くらし安全課 ☎(43)

11111 内線172・FAX

(44) 0257